

# 生駒市 LINE 公式アカウント情報配信システム構築・運用業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

## 1 業務概要

### (1) 目的

令和3年度に開設した、市の情報発信媒体の増加と市民サービスの向上を目的に取得した生駒市 LINE 公式アカウント（以下、「公式アカウント」という。）は、新型コロナワクチン関連情報を中心に、重要なコロナ関連情報も合わせて配信してきた。フォロワー（友だち）は21,099人（令和5年2月1日時点）であるが、ワクチン情報の配信が一定の役割を終える可能性がある中、公式アカウント離れが懸念される。

そのため、LINE を改修し、関心が高い情報を簡単に閲覧できるようにするほか、市が配信する情報のうち、利用者が欲しい情報のみを受信できるようにすること、また LINE を利用した、より便利で満足度が高まる機能を導入することで、さらに効果的な市政情報の配信と行政サービスの向上を図る。

### (2) 業務名

生駒市 LINE 公式アカウント情報配信システム構築・運用業務委託

### (3) 業務内容

別紙「生駒市 LINE 公式アカウント情報配信システム構築・運用業務委託仕様書（以下、仕様書）」のとおり

### (4) 業務期間

契約締結日～令和8年8月31日

## 2 業務に要する費用（予定価格）※消費税及び地方消費税を含む。

6,765,000円を上限とする。

<内訳>

令和5年度（初期構築費用及び令和5年9月分～令和6年3月分）	1,980,000円
令和6年度	1,980,000円
令和7年度	1,980,000円
令和8年度（令和8年4月分～令和8年8月分）	825,000円

※業務に要する費用（予定価格）の上限額は、初期構築費用及び3年間の維持管理費用を含む。なお、参考見積書の合計金額が上限額を超えた場合及び各年度の金額が内訳の各金額を超えた場合はいずれも失格とする。

## 3 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者になろうとする者）は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

- (2) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成11年法律第255号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- (4) 公示日から受託候補者特定の日まで、生駒市建設工事等入札参加資格者入札参加停止措置要領による入札参加停止を受けていないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。
  - ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
  - イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (7) 公示日現在から過去5年以内に、国、都道府県又は市若しくは特別区において、LINE 公式アカウントに関するサービスの導入及び運營業務の実績が10以上あること。共同事業体での応募の場合は、グループ構成員のうち少なくとも1者が実績を満たしていること。
- (8) LINE 株式会社の認定パートナー（LINE Biz Partner）のうち「Technology Partner」として認定されていること。共同事業体での応募の場合は、グループ構成員のうち少なくとも1者が認定されていること。
- (9) 共同事業体にあつては、1の代表構成員と1以上の構成員により構成されるものとし、以下の全ての条件を満たしていること。
  - ア 全ての構成員が、上記（1）から（6）までに掲げる条件を満たしていること。
  - イ 構成員が本案件における他の共同事業体の構成員として、又は単独により本プロポーザルに参加していないこと。
  - ウ 構成員が代表構成員に発注者及び監督官庁等と折衝する行為等を委任していること。
  - エ 本プロポーザルの企画提案書等の提出時より前に、共同事業体を成立させていること。
  - オ 業務完了時まで、代表構成員の変更がないこと。

カ 本プロポーザルの企画提案書等の提出時から契約締結時までには、構成員の変更がないこと。

#### 4 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限 令和5年4月25日(火)16時まで(必着)
- (2) 提出方法 別添の質問書(様式1)により、電子メールで提出すること。  
提出先:kouhouka@city.ikoma.lg.jp  
※これ以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。
- (3) 回答日 令和5年4月28日(金)
- (4) 回答方法 生駒市ホームページに掲載

#### 5 企画提案書等の作成及び提出

- (1) 提出書類・必要部数
  - ① 業務実施体制回答書及び企画提案書提出届(様式2) 原本1部
  - ② 実施体制各種調書及び企画提案書等 原本1部、副本8部  
※本市の令和5年度物品・委託業務業者登録申請書を提出している者については、下記提出書類のうち、(ケ)、(コ)、(サ)、(シ)を省略することができる。  
※共同事業体の場合は、(ア)、(ケ)、(サ)、(シ)について、それぞれ提出が必要(本市の令和5年度物品・委託業務業者登録申請書を提出している者については、(ケ)、(サ)、(シ)は不要)。
    - (ア) 会社概要(様式3)  
令和5年4月1日時点の内容で記載すること
    - (イ) 業務実績調書(様式4)  
「3 参加資格(7)」に該当する業務実績、内容を10事例記入し、契約書の写しやパンフレット等、その実績がわかる資料を添付すること。なお、実績をホームページに掲載している場合は、該当ページのURLを記載することで、添付資料に代えることができる。
    - (ウ) 業務体制等調書(様式任意)  
本業務の担当者(業務責任者、担当者など)のプロフィールと業務経歴、本業務の目的を達成するために必要と考える運用体制、業務フロー、スケジュール等の全体計画等について提案すること。
    - (エ) 再委託調書(様式5) ※再委託する場合のみ
    - (オ) 共同事業体協定書(様式6) ※共同事業体で応募の場合のみ
    - (カ) 企画提案書(任意様式)
    - (キ) 参考見積書(任意様式)  
消費税および地方消費税を抜いた金額と、消費税および地方消費税10%を合計した金額が分かるように記載することとし、各年度の内訳も同様に記載すること。なお、参考見積書の合計金額が2業務に要する費用(予定価格)を超えた場合及び各年度の金額が内訳の各金額を超えた場合はいずれも失格となるので、注意すること。  
※発行責任者と担当者の氏名、連絡先を記載していれば、押印の省略も可。

- (ク) 業務スケジュール（任意様式）
  - (ケ) 誓約書（暴力団排除関係）（様式7）
  - (コ) 委任状（様式8）  
※当該プロポーザルに関して代理人を定め一切の権限を委任する場合のみ
  - (サ) 納税証明書（①法人市民税、②納税証明書その3の3（「法人税」及び「消費税及地方消費税」）  
※申請提出時前3カ月以内のものに限る（写し可）。
  - (シ) 登記簿謄本又は登記事項全部証明書（その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約）  
※申請提出時前3カ月以内のものに限る（写し可）。
- (2) 企画提案書の作成方法及び注意事項
- 企画提案書は仕様書及び「7 審査基準及び配点」に基づき、提案の概要を簡潔に記入すること。
- ① 提案者名を記入しないこと。
  - ② 提出書類のサイズはA4とし、長辺2箇所をホッチキスで綴じる。ただし、図表等については、必要に応じA3折り込みは可（A4の大きさに折り込むこと）とする。
  - ③ カラーでの作成を認める。
  - ④ ページ数は表紙、目次を除いて20ページ以内（片面刷り、A3の場合は、2ページとカウントする）で簡潔に記載すること。
  - ⑤ 文字フォントサイズは10.5ポイント以上とする。ただし、図表内の文字には適用しないが、読みやすいフォントサイズを選択すること。
  - ⑥ 複数の企画提案書を提出することはできない。
  - ⑦ 提出期限以降に企画提案書に明記していない資料の追加や提出済み資料の差し替えは不可とする。
  - ⑧ この他、目的を達成するために必要な追加提案も可とする。
- (3) 提出期限等
- ① 提出期限 令和5年5月10日（水）16時まで（必着）
  - ② 提出場所 生駒市役所市長公室広報広聴課（kouhouka@city.ikoma.lg.jp）
  - ③ 提出方法 紙媒体で用意し、持参又は郵送で提出すること。郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によること。

## 6 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとする。

- (1) 第1次審査（書類審査）…実施日：令和5年5月17日（水）  
提出された業務実施体制回答書及び企画提案書を「7 審査基準及び配点」に基づき審査し、一定の基準点に達した提案者から上位5者を選考する。ただし、プロポーザルの提案者が5者以下の場合は、第1次審査を省略し、第2次審査において提出書類審査及びヒアリング等による審査を実施できるものとする。
- (2) 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリングによる最終審査）

第1次審査により選考された者に対し企画提案についてのプレゼンテーション及びヒアリングを改めて実施し、「7 審査基準及び配点」に基づいて再評価し、最も優れている提案を特定する。ただし、総得点が上位であっても、個別の評価項目において著しく低い評価であると認める場合は、特定者としなないことができるものとする。また、審査委員会が一定の評価に達した者がいないと判断する場合は、適格者なしとすることができるものとする。

① 実施日 令和5年5月23日（火）

（第1次審査を省略する場合、5月17日（水）予定）

※オンライン形式により実施予定（詳細については別途参加希望者に通知する。）

② 出席者 2名以内とする。

③ 説明等

（ア）プレゼンテーションの時間は、20分以内とする。

（イ）プレゼンテーション終了後、20分以内で審査員のヒアリング時間を設ける。

（ウ）プレゼンテーションは、申請時に提出した企画提案書に基づいて行うものとし、他の資料配布は認めない。

（エ）プレゼンテーションにおいて、モニターに資料を映し出す場合は、企画提案書のみとし、他の資料は認めない。

(3) 審査結果の通知

① 第1次審査（書類審査）

審査結果を書面により通知する。なお、選考された者のみ、審査結果及びプレゼンテーション等を実施する旨を、電話又は電子メールで通知する。

② 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリングによる最終審査）

審査結果を書面により通知する。

## 7 審査基準及び配点

プロポーザルは以下(1)～(3)の評価項目に基づき審査する。

### 【審査項目】

(1)業務実績・実施体制

10点/150点

評価項目	評価の着眼点	判定基準
		会社の業務実績
業務実施体制	担当者の業務経歴、運用体制、業務フロー、スケジュール等	業務フローやスケジュールに無理はなく、適切に執行できる体制が整っているか。

(2) 参考見積書（見積金額に関する評価）

20点/150点

(3) 企画提案の内容

120点/150点

評価項目	評価の着眼点
------	--------

LINE アカウント活用サービスの仕様	機能要件（リッチメニューの構築、申請・アンケート機能、セグメント配信機能、メール連携機能、FAQ・チャットボット機能、予約機能、位置情報サービス、通報機能）を満たしている、もしくは同等程度の効果が得られる機能を備えているか。
利用者の使いやすさ	視認性、デザイン、情報へのたどり着きやすさ、操作性など、利用者が使いやすいものとなっているか。
管理者の管理しやすさ	管理機能(管理画面)は、職員が使いやすく、かつ柔軟に保守管理作業を行えるものとなっているか。
セキュリティ対策	システム障害対策及びデータ保護の考え方が明瞭で、情報漏えいなどの事故を防止するための対策がじゅうぶんととられているか。
サポート体制	構築から運用開始までのサポート体制及び運営時のサポート体制が手厚いものとなっているか。
独自性のある追加提案、サービスの魅力度	仕様書に明記されている以外に、実現可能かつ将来的な発展を見込んだ提案がなされているか。また、今後の環境変化に対応できる拡張性を有しているか。魅力あるサービスの提供があるか
業務全般の方針	業務目的、内容等をよく理解しており、提案内容が明確にされているか。

## 8 日程

公示	令和 5年 4月17日(月)
質問受付締切	令和 5年 4月25日(火) 16時
質問回答	令和 5年 4月28日(金)
企画提案書等受付締切	令和 5年 5月10日(水) 16時
第1次審査	令和 5年 5月17日(水) (提案者が5者以下の場合は第2次審査も実施)
第2次審査	令和5年5月23日(火)
結果通知、契約締結	令和5年5月下旬から6月初旬
業務開始	令和5年6月初旬

## 9 失格事項

本プロポーザルの提案者もしくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの

- (6) 参考見積書の金額が、「2 業務に要する費用（予定価格）」を越えたもの

## 10 契約

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。なお、その際には、特定された者はあらためて見積書を提出するものとする。

## 11 その他留意事項

- (1) 生駒市情報セキュリティ基本方針及び生駒市情報セキュリティ対策基準を十分理解して提案すること。
- (2) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、入札参加停止措置を行うことがある。
- (4) 提出書類は返却しないと同時に、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しない。
- (5) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (6) 「業務実施体制回答書」に記載した配置予定の業務責任者は、原則として変更できないものとする。なお、やむを得ない理由により変更する場合には、生駒市と協議のうえ決定するものとする。
- (7) 生駒市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がある。なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。
- (8) 本契約は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約を行おうとするものです。ただし、契約締結日の属する年度の翌年度以降において、本契約における予算が減額又は削除された場合は契約を変更又は解除します。

## 12 担当部署（提出・問合せ先）

生駒市役所 市長公室 広報広聴課（担当 古田・泉）

住 所 〒630-0288 生駒市東新町8番38号

電話番号 0743-74-1111（内線4211）

電子メールアドレス kouhouka@city.ikoma.lg.jp